改正後

目次
第一章　（略）
第二章　運送業務等
第一節・第二節　（略）
第三節　積付け、積込み又は取卸し（第十七条）
第四節～第九節　（略）
第三章　（略）
第二章　運送業務等
（運送状等）
第八条　荷送人は、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければなりません。ただし、個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。第三十二条第二項において同じ。）が荷送人である場合であって、当店がその必要がないと認めたときは、この限りではありません。
一～三　（略）
四　運賃、料金（第三十三条の二に規定する積込料及び取卸料、第三十三条の三に規定する待機時間料、第五十九条第一項に規定する附帯業務料等をいう。）、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の額その他その支払に関する事項
五～七　（略）
八　貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨
九　第五十九条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨
十・十一　（略）
2　荷送人は、当店が前項の運送状の提出の必要がないと認めたときは、当店に前項各号に掲げる事項を明告しなければなりません。

改正前

目次
第一章　（略）
第二章　運送業務（第三条―第五十八条）
第一節・第二節　（略）
第三節　積込み又は取卸し（第十七条）
第四節～第九節　（略）
第三章　（略）
第二章　運送業務
（運送状等）
第八条　荷送人は、当店の請求があったときは、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければなりません。
一～三　（略）
四　運賃、料金、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払に関する事項
五～七　（略）
（新設）
八　品代金の取立てを委託するときは、その旨
九・十　（略）
2　荷送人は、当店が前項の運送状の提出を請求しないときは、当店に前項各号に掲げる事項を明告しなければなりません。

第三節　積付け、積込み又は取卸し
（積付け、積込み又は取卸し）
第十七条　貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。
2　当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店の責任においてこれを行います。
3　（略）
（運賃及び料金）
第三十二条　（略）
2　個人を対象とした運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。
（積込料又は取卸料）
第三十三条の二　当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受します。
（待機時間料）
第三十三条の三　当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は第五十九条第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて、当店が別に定める料金を収受します。
（附帯業務及び附帯業務料）
第五十九条　当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務（以下「附帯業務」という。）を引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受し、当店の責任においてこれを行います。
2　（略）

第三節　積込み又は取卸し
（積込み又は取卸し）
第十七条　貨物の積込み又は取卸しは、当店の責任においてこれを行います。
（新設）
2　（略）
（運賃及び料金）
第三十二条　（略）
2　個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる者を対象とするものを除く。）を対象とした運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。
（新設）
（附帯業務）
第五十九条　当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管その他貨物自動車運送事業に附帯する業務（以下「附帯業務」という。）を引き受けた場合には、実際に要した費用を収受します。
2　（略）

附　則

この告示は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。